

汚泥再生処理施設整備
基本計画等策定業務

仕 様 書

平成30年4月

有田周辺広域圏事務組合

第 1 章 総 則

本仕様書は、有田周辺広域圏事務組合（以下「本組合」という。）が建設を計画している汚泥再生処理施設基本計画等策定業務委託に適用するものとする。但し、仕様書に明記なき事項であって、本業務に必要な事項が生じた場合は、遅滞なく本組合と協議のうえ決定するものとする。

1. 委託業務名

汚泥再生処理施設整備基本計画等策定業務

2. 委託業務の内容

本業務の委託内容は次のとおりとするが、詳細な内容については、追加される業務仕様書によるものとする。

- 1) 汚泥再生処理センター基本計画
- 2) 汚泥再生処理センター基本設計

3. 委託業務の場所

- 1) 業務主体 有田周辺広域圏事務組合
- 2) 業務地域 構成 1 市 1 町（有田市・有田川町）

4. 委託期間

契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 29 日（金）まで
ただし、成果品の提出は平成 31 年 2 月 28 日（木）までとする。

5. 関係法令の遵守

受託者は、業務の遂行にあたり、次の法令等を遵守しなければならない。

- (1) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律、同施行令、同施行規則
- (2) 汚泥再生処理センター等施設整備の計画・設計要領 2006 年版
- (3) 汚泥再生処理センター等施設性能指針 平成 12 年 10 月
- (4) 環境基本法、同施行令、同施行規則
- (5) 水質汚濁防止法、同施行令、同施行規則
- (6) 大気汚染防止法、同施行令、同施行規則
- (7) 騒音規制法、同施行令、同施行規則
- (8) 振動規制法、同施行令、同施行規則
- (9) 悪臭防止法、同施行令、同施行規則
- (10) 河川法、同施行令、同施行規則

(11) 平成 25 年版 環境公害関係条例・規則集（和歌山県）

(12) その他関係する法令、政令、省令、条例規則、細則、実施要綱、通知、通達等

6. 資料の貸与

本業務の遂行上必要な資料の収集、調査、検討等は、原則として受託者が行うものであるが、現在、本組合が所有し業務に利用出来る資料は貸与する。

この場合、貸与を受けた資料については、リストを作成の上、本組合に提出し業務完了となる。

7. 機密及び中立性の保持

受託者は、本業務の遂行上、知り得た事項について第三者に漏らしてはならない。又、コンサルタントとしての中立性を厳守しなければならない。

8. 関係機関との協議及び説明等

受託者は、本業務の内容について構成市町及び本組合との検討調整会議や議会、住民説明会等に必要に応じて出席し、会議運営や説明等を支援するものとする。

9. 施設整備計画に関する技術支援等

受託者は、本組合が計画する汚泥再生処理施設整備について、資料提供や助言等、総合的に支援をするものとする。

10. 議事録

受託者は打合せ及び協議の都度、その内容に対する議事録を作成し、本組合に提出するものとする。

11. 提出書類

受託者は、業務の着手及び完了に際し、次の書類を提出するものとする。尚、承認された事項を変更しようとする時はその都度、本組合の承認を受けなければならない。

(1) 業務着手時

- ①業務着手届
- ②業務管理技術者届及びその経歴書
- ③業務行程表
- ④業務実施計画書
- ⑤その他必要な書類

(2) 業務完了時

- ①業務完了届
- ②成果品目録
- ③請求書
- ④その他必要な書類

1 2. 業務管理

受託者は、業務の円滑な進捗をはかるため十分な経験を有する廃棄物担当者を定め、業務の全般について技術的な管理を行わせなければならない。また、以下の資格及び実績を有する管理技術者と照査技術者が配置することとする。なお、技術者は全て自社の社員とし、管理技術者と照査技術者の兼任は認めない。

- 1) 管理技術者は、技術士(衛生工学部門：廃棄物管理または総合技術管理部門：廃棄物管理)の資格保有者とし、平成20年度以降に契約した国・地方公共団体及び一部事務組合が発注した汚泥再生処理施設整備に係る基本計画策定業務の実績を十分に保有する者であること。
- 2) 照査技術士は、技術士(衛生工学部門：廃棄物管理または総合技術管理部門：廃棄物管理)の資格保有者であること。

1 3. 適用範囲

本仕様書は、業務の遂行にあたっての基本的な内容を定めるものであり、本仕様書に明記されていない事項であっても、本業務の目的達成のために必要な資料及び書類または業務の性質上、当然必要と思われるものについては、受注者の責任において、すべて完備しなければならない。

1 4. 成果品の審査及び引渡し

受託者は業務完了時に本組合の審査を受けなければならない。審査に合格後、成果品を一式引渡し業務の完了とする

1 5. 疑義

本業務委託の仕様書記載事項に疑義が生じた場合、自己解釈することなく本組合に照会し、本組合の意図を十分に理解し業務を遂行するものとする。

1 6. 留意事項

業務に際して、民地へ立入る場合、地域住民とは絶対に紛争を起こしてはならない。

17. 成果品

受託者は、業務完了に際し次の成果品を提出するものとする。

- | | |
|------------------------------|------------|
| 1) 汚泥再生処理施設整備基本計画書 (A4 版) | 製本 20 部 |
| 2) 汚泥再生処理施設整備基本計画書 概要版(A4 版) | 製本 50 部 |
| 3) 汚泥再生処理施設整備基本設計 | 製本 20 部 |
| 4) 1) ~ 3) のデータ及び資料など | 部数は組合指示による |
| 5) 打合せ記録、議事録 | 部数は組合指示による |
| 6) 同上の電子データ (電子媒体: CD-R 等) | 一式 |

以上

第 2 章 業 務 内 容